

水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業支援金交付要綱

(趣旨及び目的)

- 第1条 この要綱は、宮城県水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業支援金交付要綱に基づき、公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）が行う水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業について必要な事項を定めるものとする。
- 2 機構は、昨今の物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている宮城県内の水産加工業者に対し、加工原料価格の高騰に係る経費について、予算の範囲内において、水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「水産加工業者」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する者で、かつ、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる「水産食料品製造業」に属する事業者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、理事長が水産加工業の振興を図る事業者として適当と認めた者

(交付対象経費等)

- 第3条 この支援金の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）及び補助率等は、別表1及び別表2のとおりとする。

(支援対象者)

- 第4条 この要綱における支援金の交付対象となる者（以下「支援事業者」という。）は宮城県内に本社を有する水産加工業者とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は支援事業者としない。
- (1) 県税に未納がある場合
 - (2) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
 - (3) 事業者（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問

その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(6) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 理事長は、前項に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、必要と認めるときは県を通じて県警察本部長あて照会することができる。

(交付の申請)

第5条 支援事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、様式第1号による支援金交付申請書を理事長が定める期日まで提出するものとする。なお、提出期限は別に定める日とする。

2 支援金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

(1) 申請金額の根拠となる書類

(令和7年4月1日を含む決算報告書及びその前年の決算報告書、又はこれに準じる申請金額の根拠を明示できる書類)

(2) 企業の定款(写し)

(3) 現在事項全部証明書(発行から3カ月以内のもの)

(4) 納税証明書(全ての県税に未納がないことを証する書類)

(5) 暴力団排除に関する誓約書(様式第2号)及び企業の役職員名簿

(6) 会社案内・商品紹介のパンフレット又は、その他企業の業務内容を明記した書類

(7) 債権者登録票(様式第3号)

(8) その他理事長が必要と認める書類

3 支援事業者が交付申請できる回数は1回のみとする。

4 支援金交付申請書は、支援事業実績報告書を兼ねるものとする。

(交付の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による支援金交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付の決定を行うものとし、その旨申請者に通知する。

2 前項の審査における交付の決定は、理事長が指名する2名以上の有識者が行うものとする。

- 3 前項の有識者は、次に掲げる要件の全てを満たす者のうちから、理事長が指名する。
- (1) 水産業支援又は中小企業支援に関し、学識経験又は実務経験を有すること
 - (2) 申請者と利害関係を有しないこと（利害関係を有するおそれがある場合を含む）
 - (3) 審査に関して知り得た情報を、正当な理由なく第三者に漏らさないこと
 - (4) その他審査の公正性及び中立性を確保するために必要な事項として理事長が適当と認めること
- 4 第1項の通知は支援金の額の確定通知を兼ねるものとする。

（支援金の交付方法）

第7条 支援金は、申請者に対する額の確定通知後に交付するものとする。

（支援金の交付決定の取消し及び返還）

第8条 理事長は、正当な理由がなく、申請内容に虚偽があったときは、支援金交付決定の全部又は一部を取消し、その交付した支援金の全部又は一部に相当する額を返還させるものとする。

- 2 理事長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずる。

（立入検査等）

第9条 理事長は、支援事業の適正を期すために必要があると認めるときは、支援事業者に対して支援事業の実施状況について報告させ、又は職員等にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

（その他必要な事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の円滑かつ適正な運営を確保するために必要な事項を別に定めることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年5月15日から施行する。

別表1 補助対象経費

項 目	内 容
水産加工原材料 (水産加工品の製造に必要な魚介類等の主原料及び調味料等の副原料、製品を包装する資材等)	令和7年4月1日を含む決算年度における、水産加工原材料の仕入れに要する経費とその前年度決算からの価格上昇分の差額

別表2 補助率等

項 目	内 容
補 助 率	支援対象経費の1/2以内
支援限度額	1事業者1,000千円